

福岡市公報

令和 7 年 9 月 25 日 第7178号

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市契約事務規則の一部改正 (第84号)	1
訓令	
○福岡市契約事務取扱規程の一部改正 (第15号)	2
○福岡市検査規程の一部改正 (第16号)	2
告示	
○地縁による団体の代表者の変更 (第202号)	2
○福岡市開発行為の許可等に関する条例第 9 条第 2 項の規定に基づ き指定する土地の区域の変更 (第203号)	3

規則

福岡市契約事務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 9 月 25 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第84号

福岡市契約事務規則の一部を改正する規則

福岡市契約事務規則（昭和39年福岡市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第22条第 1 号中「250万円」を「400万円」に改め、同条第 2 号中「160万円」を「300万円」に改め、同条第 3 号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第 4 号中「50万円」を「100万円」に改め、同条第 5 号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第 6 号中「100万円」を「200万円」に改める。

第28条第 3 項、第39条第 1 号及び第42条第 3 項中「10万円」を「20万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の福岡市契約事務規則第22条第 1 号から第 6 号まで、第28条第

3項、第39条第1号及び第42条第3項の規定は、この規則の施行の日以後に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引（以下「契約の誘引」という。）を行う契約について適用し、同日前に契約の誘引を行う契約については、なお従前の例による。

訓 令

福岡市訓令第15号

福岡市契約事務取扱規程（昭和49年福岡市達乙第1号）の一部を次のように改正し、令和7年10月1日から施行する。

令和7年9月25日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

第11条第2号中「10万円」を「20万円」に改める。

福岡市訓令第16号

福岡市検査規程（昭和49年福岡市達乙第3号）の一部を次のように改正し、令和7年10月1日から施行する。

令和7年9月25日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

第2条第2号ア及び第7条第2項中「10万円」を「20万円」に改める。

附 則

この規程による改正後の福岡市検査規程第2条第2号ア及び第7条第2項の規定は、この規程の施行の日以後に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引（以下「契約の誘引」という。）を行う物品の購入等の契約について適用し、同日前に契約の誘引を行う物品の購入等の契約については、なお従前の例による。

告 示

福岡市告示第202号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和7年9月25日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	代表者の住所及び氏名
-----	-----	------------

変更前	小笹 5 丁目ダイアパレス自治会	福岡市中央区小笹五丁目 4 番 67-427 号 松本 健生
変更後		福岡市中央区小笹五丁目 4 番 67-209 号 濱田 明子

福岡市告示第 203 号

福岡市開発行為の許可等に関する条例第 9 条第 2 項の規定に基づき指定する土地の区域を変更したので、同条第 3 項において準用する同条例第 7 条第 4 項の規定により次のように告示する。

令和 7 年 9 月 25 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 変更に係る指定する土地の区域

区 分	区 域
変更前	福岡市西区今津 2383 番 1 外 984 筆（福岡市開発行為の許可等に関する条例第 9 条第 2 項第 3 号に規定する区域を除く。）
変更後	福岡市西区今津 2383 番 1 外 1060 筆（福岡市開発行為の許可等に関する条例第 9 条第 2 項第 3 号に規定する区域を除く。）
変更前	福岡市西区今津 2065 番 1 外 560 筆（福岡市開発行為の許可等に関する条例第 9 条第 2 項第 3 号に規定する区域を除く。）
変更後	福岡市西区今津 2065 番 1 外 592 筆（福岡市開発行為の許可等に関する条例第 9 条第 2 項第 3 号に規定する区域を除く。）
変更前	福岡市西区今津 142 番 2 外 765 筆（福岡市開発行為の許可等に関する条例第 9 条第 2 項第 3 号に規定する区域を除く。）
変更後	福岡市西区今津 142 番 2 外 804 筆（福岡市開発行為の許可等に関する条例第 9 条第 2 項第 3 号に規定する区域を除く。）

2 変更年月日

令和 7 年 9 月 25 日

